通信ナンバー　NO．89
発行年月　2013．12
徳島県消費者情報センター

２０１３くらしのサポーター通信

ファンド型投資商品の勧誘にご注意ください

ハイライト:

１　ファンド型投資商品について

消費者情報センターに寄せられたファンド型投資商品に関する相談件数は、10月末で65件と前年同期の45件から44％増加しています。悪質業者が、「商材」としてファンド型投資商品を多用していることが分かります。

ファンドとは、出資者から資金を集め、当該資金を用いて何らかの事業・投資等を行い、その事業から生じる収益を出資者に分配する仕組みをいいます。

２　ファンド業者への規制

業者がファンドを募集するには、金融商品取引法に基づき登録をしなければなりません。無登録業者からの勧誘は詐欺である可能性が高いので、一切関わらないようにしてください。また、登録等をしている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。

登録業者から勧誘を受けた場合であっても、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

ファンド業者は、契約締結前に書面を交付する義務があり（金商法第37条の3）、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを記載しなければなりません。
登録等を受けている業者は、金融庁のホームページで確認できます。
http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html

３　相談事例

ファンド型投資商品の投資対象とされる事業は、「ホテルファンド」「ダイヤモンドや鉱山の採掘権のファンド」「CO2排出権」「海外不動産ファンド」など多岐にわたりますが、最近多く寄せられる相談事例を紹介します。

《事例１》太陽光発電事業への出資

「A社の太陽光発電のパンフレットが届いていませんか」とB社から電話があった。「届いていない」というと、「パンフレットを持っている人しか出資できない。高値で買い取るので、届いたら連絡してほしい」と言われた。

その後、「自宅に取りに行くので住所を教えてほしい」としつこく電話が架かってくる。また、Ｃ社からも「名義を貸してくれるだけでお礼をする」という電話が架かってくる。

●典型的な「劇場型勧誘」です。「高値で買い取る」「名義を貸してほしい」という言葉に耳を貸してはいけません。「知らない番号からの電話には出ない」「常時留守番電話にしておき、必要に応じて架け直す」などの対処法が有効です。また、電話に出たとしても、「いりません」と言って電話を切りましょう。

《事例２》コンテナ所有権ファンド

業者から「定期預金や国債よりも利回りがよい。年利４％の配当金が出て、満期がくれば出資金は還ってくる。必ず儲かる。1口100万円で10口買うと、過去の投資詐欺での被害額分を払う」と勧誘されている。社会の役に立ちそうな事業だし、年4％くらいの利回りであれば現実味があるように思うが、信用できるか。

●株式、社債、ファンドなどは、預貯金と違い元本が保証されているものではなく、場合によっては全損になる恐れもあるリスクの高い金融商品です。無登録業者からの勧誘は詐欺である可能性が高いので、一切関わらないようにしてください。契約して最初のうちは配当金が出るものの、１，２年経過すると配当金の支払いが滞り、その後業者と連絡が取れなくなるというケースが多数報告されています。

●事例の他にも、弁護士や公的機関を装い、過去に投資被害に遭った人に、「過去の投資被害を回復してあげる」と持ちかけ手数料等をだまし取るといった「投資詐欺の二次被害」が多発しています。過去に投資詐欺に遭った人は、特に注意してください。

・劇場型の電話勧誘が目立ちますが、劇場型ではない電話勧誘、訪問販売、通信販売も多くあります。また、業者からの勧誘ではなく、知人からの勧誘やセミナーへの参加をきっかけとするケースも見られます。

・きれいなホームページやパンフレットを作成しているからといって信用できる業者とは限りません。「証券に透かしが入っているので信用したがだまされた」というケースもあります。儲け話を持ちかけられた場合は、家族や友人など周りの人に相談し、少しでも怪しいと思ったら、お金を払う前に消費者情報センターまでご相談ください。

公的機関をかたる不審な電話にご注意ください

国や県、市町村をかたり、統計調査等を名目に、家族構成、生年月日、預金額などの個人情報を引き出そうとする事案が発生しています。国や県、市町村が、統計調査等において、いきなり電話で個人情報をお聞きすることはありません。

国や県、市町村が統計調査を行う場合は、調査員が写真付きの調査員証を携帯して訪問します。不審に思う場合は、調査員証の提示を求めてください。

冬の製品事故にご注意ください！

電気ストーブや石油ファンヒーターなどの暖房器具を使う季節になりました。

暖房器具による製品事故を防ぐために、現在使っている製品がリコール製品に該当していないか確認しましょう。リコール製品に該当する場合は、直ちに使用を中止して、事業者に連絡してください。

〇（独）製品評価技術基盤機構　　http://www.jiko.nite.go.jp/
〇消費者庁（リコール情報サイト）　http://www.recall.go.jp/

２　製品は取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。実際に起こった製品事故をご紹介します。（（独）製品評価技術基盤機構リーフレットより）

３　不良灯油を使用しないでください

灯油は、長期間保存していると、酸化劣化などで変質することがあります。また、保存方法によっては、水が混入することがあります。このような灯油を暖房器具に使用すると、機器の故障、燃焼不良などを起こすことがあります。

〇石油ストーブの場合

→芯にタールが付着して黒く硬くなり、「火力が上がらない」「緊急消火ボタンを押しても消えず、種火のまま燃え続ける」といった症状が発生する。

〇石油ファンヒーターの場合

→点火時に発煙したり、気化器が錆びたりタールが堆積したりし、点火できなくなる。

正常な灯油は無色透明です。灯油は専用の容器に入れ冷暗所で保管し、少しでも変色していたり、匂いが変わっていれば使用せず、購入したお店に頼んで廃棄しましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内２番地１
とくぎんトモニプラザ　５階

・相談電話　　０８８－６２３－０１１０
・啓発受付　　０８８－６２５－８２８５
・事務担当　　０８８－６２３－０６１２
・ファクシミリ　０８８－６２３－０１７４

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
http://www.pref.tokushima.jp/shohi/
くらしのサポーター通信はこちら
http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

「徳島県消費者教育推進計画」（素案）について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進するため、「徳島県消費者教育推進計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。今後、より多くの民産のご意見をうかがい、反映させることで、さらによい計画にしたいと考えます。ぜひ、あなたの意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間
　平成25年12月13日(金)～平成26年1月10日(金)(必着)

２　ご意見の提出方法
　氏名、住所及び電話番号を明記の上、郵送、FAX、電子メール又は持参により、書面で提出してください。

「徳島県消費者教育推進計画」（素案）の紙媒体は、県民サービスセンター、各県民局等に設置しています。また、徳島県ホームページでもご覧いただけます。
http://www.pref.tokushima.jp/docs/2013120700017/

くらしのコラム

師走～腹の虫が治まらない～

偽装表示に関係してのことと想像されるのが、伊勢海老が異常に値上がりしていると言う。年末に向けてお節料理には欠かせない食材であるからだろうが、急に伊勢海老が不足したのが不思議だ。

ラジオへの投稿で魚沼コシヒカリを貰ったことがある。魚沼のコシヒカリは、魚沼の生産量よりも流通量が多いのではないかと巷間では噂されている。苦笑いしか噂に対応はできない。

有名ホテルの食品偽装の問題は、情報の入手の手段のない消費者には打つ手がない。私たちの周辺でもワカメやウナギの産地偽装があったのは、つい先ほどのことだ。余所事ではない。

信頼関係が失われた社会は、辛く悲しいものだ。

くらしのサポーター　三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

12月9日～12月11日に開催したくらしのサポーター研修会には、69名の皆様にご参加いただき、盛況に開催することができました。

研修会では、酒井先生と松原先生に、実践的な消費者啓発の方法をご講義いただき、大変勉強になりました。皆様におかれましても、今後のサポーター活動に活かしてくださるようお願いします。

来年が皆様にとって、良い年となりますように！